

第15回沖縄振興審議会 議事録

内閣府政策統括官（沖縄政策担当）

第15回沖縄振興審議会 議事次第

日 時 平成21年3月19日(木) 9:33～11:00

場 所 合同庁舎4号館4階共用第2特別会議室

1 開 会

2 議 事

- ・ 読谷村駐留軍用地跡地の特定跡地指定について
- ・ 最近の沖縄情勢及び沖縄政策の動向等

3 閉 会

沖縄振興審議会配布資料

- 資料 1 沖縄振興審議会委員名簿
- 資料 2 特定振興駐留軍用地跡地の指定について
- 資料 3 沖縄県経済状況主要データ
- 資料 4 最近の沖縄情勢及び沖縄政策の動向
- 資料 5 内閣府沖縄担当部局予算について
- 資料 6 沖縄 21 世紀ビジョンについて
- 資料 7 沖縄振興審議会関係法令

—沖縄振興審議会委員名簿—

1 沖縄県知事	仲井眞 弘 多
2 沖縄県議会議長	高 嶺 善 伸
3 沖縄県の市町村長を代表する者（2名）	
那覇市長（市長会会長）	翁 長 雄 志
嘉手納町長（町村会会長）	宮 城 篤 実
4 沖縄県の市町村の議会の議長を代表する者（2名）	
那覇市議会議長（市議会議長会会長）	安慶田 光 男
読谷村議会議長（町村議会議長会会長）	前 田 善 輝
5 学識経験のある者（14名以内）	
沖縄県農業協同組合中央会会長	赤 嶺 勇
テンプル大学ジャパンキャンパス副学長	嘉 数 啓
株式会社日本航空常任顧問	新 町 敏 行
東京電機大学教授	安 田 浩
（財）計量計画研究所理事長	黒 川 洸
法テラス（日本司法支援センター）理事	篠 塚 英 子
早稲田大学総長	白 井 克 彦
自治医科大学看護学部長	水 戸 美津子
協和発酵キリン株式会社技術顧問	手 柴 貞 夫
株式会社ティオーエムファクトリー取締役	野 中 ともよ
浦添市てだこホール館長	比 嘉 悦 子
琉球大学准教授	藤 田 陽 子

— 出席者 —

○審議会委員

高嶺善伸委員、宮城篤実委員、安慶田光男委員、前田善輝委員、白井克彦会長、赤嶺勇委員、嘉数啓委員、新町敏行委員、安田浩委員、黒川洸委員、手柴貞夫委員、野中ともよ委員

○内閣府

佐藤沖繩及び北方対策担当大臣、柴田内閣府審議官、原田政策統括官（沖繩政策担当）、槌谷官房審議官、多田参事官（企画担当）、清水沖繩振興局長、福井沖繩総合事務局長

○沖繩県

仲里副知事、上原企画部長

○白井会長 おはようございます。

それでは、定刻になりましたので、ただいまから第15回沖縄振興審議会を開催いたします。皆様には、大変お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

まず、出席状況について事務局から報告してください。

○多田参事官 本日の御出席でございます。12名の委員の皆様にご出席をいただいております。

仲井眞委員、翁長委員、篠塚委員、水戸委員、比嘉委員、藤田委員が所用により御欠席でございます。

また、沖縄県からは仲里副知事に御出席をいただいております。以上でございます。

○白井会長 本日の審議事項は2つございます。

1つ目は、読谷村軍用地跡地の特定跡地指定についてであります。特定跡地の指定につきましては、沖縄振興特別措置法第101条第2項に基づいて、沖縄振興審議会の意見を聞くこととされており、3月18日付で内閣総理大臣より、沖縄振興審議会に諮問されているところでございます。

もう一点は、最近の沖縄情勢及び沖縄政策の動向について紹介させていただいて、委員の皆様から自由に御討議を賜りたいと思っております。

議題に入る前に、佐藤沖縄及び北方対策担当大臣からごあいさつをお願いいたします。

○佐藤大臣 今、御紹介をいただきました沖縄及び北方対策担当大臣の佐藤でございます。

委員の皆様におかれましては、御多忙中にもかかわらず、本日の審議会に御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

私は、昨年9月に沖縄担当大臣を拝命する以前から、沖縄には離島を含め、何度も訪問をする機会がございまして、その度に沖縄の置かれたさまざまな特殊事情を痛感するとともに、マングローブに代表される豊かな自然や、個性豊かな文化などの沖縄の持つ魅力に、将来に向けて大きな可能性を感じている次第でございます。

こうした中で、昨年末に決定いたしました沖縄振興に係る平成21年度予算として、厳しい財政状況の中、「沖縄科学技術大学院大学」、「沖縄IT津梁パーク」、「不発弾対策」などを始め、沖縄の振興に必要な所要の額を確保することができました。

世界的な景気後退を受けまして、我が国の経済社会情勢も厳しさを増す中で、今回確保した予算はもとより、沖縄の実情を踏まえ、各省庁とも十分連携しつつ、沖縄の自立型経済の構築に向けて最大限の効果が得られますように取り組む所存でございます。

本日は、読谷村軍用地跡地の特定跡地指定についての御審議をいただくほか、沖縄振興全般について幅広く御意見をいただくこととしておりまして、皆様におかれましては闊達な御議論を重ねてお願いを申し上げ、私のごあいさつとさせていただきます。

近々、私もまた沖縄を訪問させていただいて、いろいろな事業等々について意を用いたいと思

ますし、是非皆様方の御意見をいただきながら、私は沖縄県民の立場に立って物を言うという立場の大臣でございますので、皆さんと考えを一にしなければいけないという思いでこれからも頑張っていきたいと思っておりますので、闊達な御議論をしていただきまして、何なりと御意見をいただきまして、しっかりとそれを受け止めて反映をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

本日はありがとうございました。

○白井会長 それでは、続きまして沖縄県から仲里副知事にごあいさつをお願いしたいと思います。

○仲里副知事 ただいま御紹介を賜りました、沖縄県副知事の仲里でございます。

審議会委員の先生方、それから大臣以下政府関係者の皆様方には、常日ごろ沖縄振興について大変な御尽力を賜りまして、心から感謝を申し上げます。

本日は、読谷村の3か所の駐留軍用地跡地に関する特定跡地指定について御審議いただくことになっております。この特定跡地の指定を受けますと、読谷村による総合整備計画が策定されまして、それに基づきまして計画的な整備が促進されるものと、大変期待しているところでございます。どうぞ、よろしく御審議方お願い申し上げます。

沖縄振興計画も、残すところ3年に迫ってまいりました。県におきましては、政府の御支援の下、市町村とも連携いたしまして、県民を挙げてその目標達成に努力しているところでございます。また、2030年ごろを目標にした沖縄県のあるべき姿を描いた、沖縄では初めての長期基本構想、沖縄21世紀ビジョンの策定に取り組んでいるところでございます。この面につきましても、委員の先生方から是非御指導を賜われればありがたいと思っております。お手元に資料を配布してございますので、後ほど時間の許す範囲で担当部長が説明をすることになっております。よろしくお願い申し上げます。

現審議会委員によるこの審議会は最後になりますけれども、これまで皆様方から賜りました沖縄振興への御尽力に対しまして、改めて心から感謝を申し上げますとともに、引き続き御指導、御支援を賜りますようお願い申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございます。

○白井会長 ここで、佐藤大臣は御退席になります。どうもありがとうございました。

(佐藤大臣退室)

○白井会長 それでは、早速ですけれども、先ほど申し上げた「読谷村軍用地跡地の特定跡地指定について」をお諮りさせていただきます。これは、担当者から説明していただきたいと思っております。

○説明者 特定跡地の指定につきまして、御説明申し上げます。

資料2をごらんください。本件は、平成18年に返還されました読谷村の読谷補助飛行場、楚辺通信所、瀬名波通信施設について、沖縄振興特別措置法に基づく特定振興駐留軍用地跡地として指定する件につきまして、本審議会にお諮りするものであります。

まず初めに、この特定跡地に関する制度の仕組みについて御説明申し上げます。3ページをごらんください。この制度は、沖縄振興特別措置法に基づく制度であり、その概要を記載しております。

まず、返還された跡地について、内閣総理大臣が指定の行為を行います。その要件は3つあります。「1. 原状回復に相当の期間を要すること」、「2. 計画的な開発整備が沖縄の振興に資すること」、「3. 返還跡地の面積が5ヘクタール以上であること」とされています。

次に、指定の効果についてです。これには2つありまして、1つは地元の市町村が市町村総合整備計画を策定するという事です。もう一つは、特定跡地給付金が当該跡地の所有者等に支給されるということです。これまでに、この特定跡地については本沖縄振興審議会の審議を経て、平成15年10月にキャンプ桑江北側地区等を指定した例があり、今般が2例目となります。

また、特定跡地給付金について若干御説明をいたします。5ページをごらんください。

まず1つ目に「駐留軍用地返還特別措置法の給付金」の説明があります。返還された跡地については、返還後3年間は当該跡地の使用、収益が開始されるまでの間、返還前の借料に相当する額が所有者等に給付金として支払われることになっています。これは、当該跡地の所有者等がその土地の活用に至るまでに通常、一定の期間が必要であることを踏まえたものです。

次に、2つ目の沖縄振興特別措置法に基づく特例給付金ですが、これには大規模跡地給付金と特定跡地給付金の2種類があり、記載されてありますように当該跡地が返還後3年を経過しても使用、収益されていない場合に支給される給付金となっています。大規模跡地給付金は普天間基地の跡地を想定したもので、特定跡地給付金は特定跡地の指定を受けた跡地が対象です。

このような特例が設けられた趣旨ですが、かつて返還後の原状回復にかなりの長期間を要したために、引き渡しがかなり遅れたという事例があったこと等を踏まえ、特定跡地の円滑な利用の促進を図る。原状回復に相当の期間を要することに伴う所有者等の負担の軽減を図るという趣旨から設けられた特例となっております。

特定跡地給付金の支給の限度となる期間につきましては、一番下になりますが、「注3」に書かれていますように、原状回復に要する期間を勘案して別に政令で定めることとされております。これにつきましては、防衛省において個別の特定跡地ごとに、実際に原状回復に要した期間を勘案して政令で定めていくこととなります。

次に、10ページ以降になりますが、本件の読谷補助飛行場、楚辺通信所、瀬名波通信施設がそれぞれ特定跡地の指定の要件に適合しているかどうかについて検討した結果について御説明申し上げます。

読谷補助飛行場、約191ヘクタールにつきましては、平成18年7月と12月に返還されております。

楚辺通信所、約53ヘクタールは同年6月と12月に返還されております。

瀬名波通信施設、約61ヘクタールは同年9月に返還されております。いずれも、資料の各図面

斜線の区域が対象区域でございます。

原状回復に相当な期間を要するかどうかであります。読谷補助飛行場については、土壌汚染処理などの原状回復措置を実施し、原状回復措置に要した期間は1年6か月半となります。

楚辺通信所跡地については、通信施設建物の物件撤去などの原状回復措置を実施し、原状回復に要した期間は7か月となります。

瀬名波通信施設跡地については、通信アンテナや建物の物件撤去などの原状回復措置を実施し、原状回復措置に要した期間は1年2か月となります。

原状回復措置はこのように施設の内容に応じてさまざまであり、一律の基準を設定することは困難であります。

次に、その土地の計画的な開発整備が沖縄の振興に資すると認められるかどうかについてですが、沖縄振興計画においてもこれらの3跡地については公共施設整備や集落整備を含めた総合的な整備を促進し、個性豊かな田園空間の形成を図ることとして位置付けられております。沖縄振興計画の抜粋を17ページに載せております。

また、読谷村において、読谷補助飛行場においては跡地利用実施計画を策定、楚辺通信所において跡地利用基本計画を策定、瀬名波通信施設においては跡地利用基本方針案を策定し、これらの計画等の中でそれぞれ農地としての利用等を計画しております。このようなことから、本区域の計画的な開発整備が沖縄の振興に資すると認められると判断いたしているところであります。

18ページから、具体的に各区域の現時点における跡地利用計画を示しているところでございます。

最後に、面積要件につきましては、本区域は十分満たしております。

3つの指定要件の適合性については以上のとおりでありますので、3跡地についてそれぞれ特定跡地の指定をすることが適当と考え、今回本審議会にお諮りしているところであります。

なお、指定に関する法律上の手続きとしては、関係行政機関の長への協議及び沖縄県知事からの意見の聴取がありますが、これらの手続きは既に実施しておりまして、いずれも意見なしとの結果を得ていることを御報告いたします。以上でございます。

○白井会長 3地域あるわけですが、今の御説明について御意見がありましたらお願いしたいと思います。あるいは御質問でも結構です。

では、どうぞ。

○前田委員 私は、沖縄県の町村議会議長会の会長を仰せつかっております、読谷村議会の議長である前田でございます。御意見を申し上げたいと思います。

私の地元の読谷村は、平成18年に、SACOの合意の3施設、読谷補助飛行場、楚辺通信所、瀬名波通信施設、約300ヘクタールが返還され、現在国、県の支援を受け、跡地利用に向けた取り組みが進められている状況であります。

今回の特定跡地の指定につきましては、土壤汚染等による地主への引き渡しの遅れなどの要因もございますので、当を得た対応であると考えております。今後も、引き続き村による地権者支援や跡地整備等が進められるものと考えておりますが、それには多額の費用を要することになります。つきましては、村財政の非常に厳しい折でございますので、国の一層の支援と、跡地整備に向けた適時な財政措置等も必要かと考えているところでございます。

沖縄県内では、米軍再編による広大な土地の返還が進められようとしておりますが、これらの跡地につきましては今後の沖縄振興を左右する重大な取組みになりますので、是非とも国の全面的な支援をお願い申し上げる次第でございます。よろしく願いいたします。

○白井会長 ほかに、どうぞ。

○黒川委員 ちょっとわからないので質問をしたいのですが、資料2の18ページの「跡地利用の方向で」、「農業的利用」というものと「農地として利用」という言葉が出ていますね。それから、その前のそれぞれの地区については原状回復に時間を要したということですが、この原状回復というのと農業的に利用できるという間には違いがあるのでしょうか。

要するに、農地として本当に使えるようなところまでやるのが原状回復なのか、あるいは原状はもう少し違う段階で止まっていて、農地にするとしたらもう少し手をかけないといけないのでしょうか。そこがちょっとわからないのですが。

○白井会長 今の御質問について、いかがでしょうか。

○説明者 お答え申し上げます。原状回復につきましては、例えば読谷補助飛行場の跡地につきましては物件撤去や土壤汚染処理などの原状回復措置を実施しておりまして、例えば読谷補助飛行場の跡地については20年2月中旬までに終了したと承知しているところでございます。

そういった原状回復が終わりまして、その後を受けまして今後、村として農地の利用を図っていきたくて考えていると聞いております。

○白井会長 今の御質問は、一応回復はしたけれども、それを例えば農地に使うというんだったら本当に農地に使えるようなところまで改良ができていますのかどうか。改良と言っても、いろいろな目的によって違うじゃないですか。それはどうなっているかということです。

○原田政策統括官 今、話題になっております一番大規模な読谷補助飛行場のケースで言えば、土壤汚染とか、あるいは物件の撤去のようなものが完了しますと、まず初歩的な利活用は可能になるんですけども、より有効な質の高い利用を実現するためには、読谷補助飛行場であれば土地改良事業などをそこに公共事業として入れるということが、その後の取組みとして行われるわけです。

更に、読谷補助飛行場に関しては国の支援の下で先進農業支援センターのようなものを整えまして、ソフト面でも支援をしていこうということになりますと、さらなる質の高い利活用につながっていく。

ケース・バイ・ケースですけれども、初歩的な利用からできる限り地元の御意向を踏まえまして、

より質の高い利活用ができるように、国としても支援をしていきたいと考えているところでございます。

○白井会長 よろしいでしょうか。目的に応じたレベルで、土地改良等々を適切にやるというようなお答えかと思えます。

では、どうぞ。

○野中委員 今回の私たちのミッションは、特定跡地に指定するかどうかということですね。次に、指定された場合という仮定で3ページ。まず質問はこの給付金については防衛省の所管という形になってございますね。それで、3年間を超えているのでこれは出す。もう一つは、その後どれぐらい給付金を出し続けるか。これも防衛省が判断するのかどうか。それからもう一点、土地の所有者に当たる方たちが何人くらいこの3地区でいらっしゃるのか。もしわかったら、バジェット全体としてどれぐらいが動いていくのかということをお教えいただければと思います。

○説明者 お答え申し上げます。特定跡地給付金についての期間についても、防衛省の方で検討していくこととなります。

人数ですが、現在防衛省でこの駐留軍用地返還特別措置法に基づく給付金の対象者約1,000人に対しまして、約3億9,900万円支給していると聞いております。

○野中委員 支給している。現在ですか。

○説明者 はい。

○野中委員 それは、アメリカ軍が所有していたときのバジェットと同じものをということですね。一戸に、1,000万、マックス3,000万を払い続けるという理解でよろしいですか。

○白井会長 そうだと思いますが、いかがですか。

○説明者 はい。

○野中委員 ということは、それを払い続ける期間は防衛省が決める、そしてその跡地の利用の計画の中身はその市町村が決める。また、先ほどの原田統括官のお話ですと、その内容によってはそのソフトウェアは計画に応じて国が予算を付けるか、付けないかの審議は改めてされるという理解でよろしいですか。

○説明者 お答え申し上げます。今、期間等につきましては政令で決めていきますので、この部分については政令の協議の中で内閣府の意見等を申し述べる場がありまして、そういった中で内閣府としても決めていくという形になります。審議会という場とかではなくてですね。

○野中委員 防衛省にその判断ができるのかどうかというのは、野中にはちょっと……、疑問です。

結局、地権者に返還された後の収益が入るか、入らないか。それを出し続ける期間は防衛省が判断する。そこはちょっと理解ができなかったのもので、御説明をいただければと思います。

○原田政策統括官 ちょっとごっちゃになっている面があるかもしれませんが、最初の3年間は原則的に支給する。経過的な対応ですね。

それで、特定跡地に指定されますと、先ほど来説明しましたようにケースによって違いますが、原状回復に余計かかった分は特例的に対応しなければならないということで、特定跡地を指定し、3年プラスアルファの支給の延長があるということです。それで、その期間はまさに原状回復とか物件撤去のような、基地の事業処理がどの程度かかったかという観点から設定されますので、これはむしろ防衛省の方がその実情をよく把握しているということで、防衛省が決めるということです。

○野中委員 その部分は、よくわかりました。ありがとうございました。

○白井会長 よろしいでしょうか。とにかく3年間は自動的にあれで、今度特定跡地に指定すると適切な期間ということですが、その適切な期間というのがよくわかりませんね。

○野中委員 そこが問題ですね。

なぜ質問させていただいたかという、結局土地の所有者が1,000人いて、私にとっては2年ほど前でございますか、読谷を見学させていただきましたよね。あのときに出会った女学生の言葉が忘れられません。「ここ、沖縄に帰ってきちゃうんですね。またばらばらになって、変な店が建ったりするんだろうな、嫌だな」と言われたんです。

そのときに、基地は塀の中であるけれども緑があって、豊かな木がたくさんある。というのを見せていただきました。原状回復で木をどうするんですかという質問もさせていただいた記憶があるんですけども、要するにまたつまらないリゾートだとか、スペイン風のモーテルとか、あるいはメディアなんかセンターなど、箱物ができたり。それでもまだ固まって一つの誇りを未来につなげるようなものができてくればいいんですが、1,000人の土地の所有者が、金をもらえなくなったらおれはここを売りたい、と言いつくすかもしれない。そういうばらばらな、もったいないことが起きてしまうことをどうやったらいいか。

前田議長がいらしてくださいるので、この基地返還の好機を県民の立場に立った本当の意味でお魚ではなくて釣りざおになっていただけることを、とにかく関わらせていただいた委員の一人としてはお願いをしたいのです。防衛省にこれが適当かどうかということ。加えて将来の展開において展開においてソフトウェアの文句を言ってきたりとか、何かつまらない大人の駆け引きが出ることをとにかく防いでいただきたいというのが私の意見でございます。ありがとうございました。

○新町委員 それに関連して1つ質問をしたいのですが、この計画案とか利用の仕方というのは、1,000人の所有者の考え方とか所有者の参画というのはどのような形になっているのでしょうか。経緯的にちょっとわからないので、確認だけしたいと思います。

○原田政策統括官 先ほどの野中委員さんの御懸念も含めまして、まさにおっしゃるとおりの課題がございまして、土地利用の主役はやはり地権者、土地の所有者ですね。ですから、やはり地権者の方々の理解、合意なくしてその後へは進んでいかなければいけません。そういう意味で、土地利用計画そのものは先ほどの説明にもございましたように市町村が主体になってつくりますけれども、その過程で地権者との合意形成を進めながら計画づくりをしていく。

ちなみに、この地権者合意をどういうふうに進めていくかという取組み、それから市町村の計画策定、これについてもやはり基地の跡地にそういうさまざまな課題がございますので、国としても財政的な面でも支援をしているということがございます。そういう形で、土地利用計画が固まっていくということでございます。

そして、固まった土地利用計画について、そこに公共事業を当てはめることが適当であれば公共事業を当てはめますし、また必要不可欠な施設整備が伴うのであれば、それは内容によって支援をしていく。こういう形でございます。

○白井会長 おわかりいただけましたでしょうか。

ほかに御意見をどうぞ。

○高嶺委員 私は、沖縄県議会議長の高嶺善伸と申します。初めての委員会出席ですので、よろしくお願いいたします。

これまで審議委員の皆さんには、沖縄振興のために特段の御配慮を賜りましたことを感謝申し上げます。

ただいま議題となっております3事案の特定跡地の指定については是非実現できますように、皆さんの御理解と御協力をお願い申し上げたいと思います。

なお、読谷村においても跡地利用方針や計画を策定して活用していくということでありますので、長年米軍が使用していたこともありまして、今後はやはり原状回復あるいは土地利用までに不測のいろいろな要因が起きるといことも想定されますので、是非適切な期間、相当な期間が確保されて、特定跡地指定に伴う運用ができますように、まずお願いを申し上げたいと思います。

それから、沖縄振興特別措置法もあと3年ですが、県民の過重な基地負担を軽減するために今後ともさらなる基地の返還が予想されまして、3事案以外にも今後特定跡地が出てくる可能性が十分に想定されますので、引き続き適切な措置ができますように、政府におかれましては特段の配慮をお願いしたいと思います。

○白井会長 ほかに御意見、御質問はいかがでしょうか。

○宮城委員 町村会の宮城です。

今、県議会の高嶺議長から話がありました駐留軍用地返還特別措置法、これは議員提案による時限立法として決まったものなのですが、これの時限がそろそろ切れます。特に嘉手納以南の大型返還がこれから予定されておまして、これを我々は軍転特措法と言っているわけですが、これが継続して運用されないと、またこの軍用地の跡地利用の問題等々で困難を来すわけです。

過去において、この沖縄振興審議会で特定給付金の問題は議論されたいきさつがあるわけですが、その前に軍転特措法をどうするかということは今から考えておかなければならない。

ただ、沖縄でもこの問題について余り盛り上がっていない。学者、研究者の方々から私ども実務者に向かって、これはどうするんだという話がありますが、動きは全くないんです。

しかしながら、軍用地の返還は確実な状態で推移してきている今ですから、これはまた議員立法で進めていかれるのか。あるいは、政府の方で既に方向は決まっているわけですのでどうしてもこれは継続してやっていく必要があると思いますが、こちらの方で推進していかれるのか。その方向をひとつわかっているようでしたらお願いします。

○白井会長 これは、答えられる範囲でお願いします。

○原田政策統括官 沖縄振興特別措置法も残り3年、そして宮城さんがおっしゃった軍転特措法もちょうど期せずして24年3月31日で期限切れになる。片や政府が提案するもの、片や過去の経緯としては議員立法ということでございます。まさに残り3年で、その中で嘉手納以南の大規模な返還が予定されているということですので、十分その課題の重さは認識をしております。

ただ、現時点でどういう方向で、どういう形でどうするということまでは決めておりませんが、当然そういう大きな課題が3年後に控えているということは十分認識をしております。

○白井会長 どうぞ。

○手柴委員 野中委員の質問とも関連しますけれども、そういう意味ではこれが2例目だということで、平成15年3月のとき、あるいは10月にキャンプ桑江の方が指定された。それから既に4年くらいたっていますけれども、現状どういう形で事業が進められているか。キャンプ桑江の方の現状を教えていただければと思います。

○説明者 キャンプ桑江につきましては23ページになりますが、平成18年3月に北側地区総合整備計画を策定いたしまして、その計画に従いまして現在、土地区画整理事業等を開始していくと承っております。

○安田委員 今の御質問は私もしたかったんですけども、それに絡んで、そのときにこの審議会でどういう議論がなされて何が結論になったのでしょうか。

というのは、我々が何を言わなければいけないのかというのがどうもよくわからないので、全体計画として審議会でも沖縄全体をこういうふうにしたいという話を持って行って、この土地はこういうふうという意識があると大変よくわかるんですけども、返されてどうしますかと言われて、どうしましょうと……。

どういう例でお答えになったんですか。

○白井会長 北谷は、ちょうど私もこの委員長だったか、これをお引き受けした割に直後だったような気がします。そのときは現場も見せていただいたんですが、現場を見る前にたしか特定跡地指定の議論はやったような気がするんですけども、現場はどうだろうかというので見せていただきました。

それで、なかなか原状回復と言ってもいろいろ汚染や何かがあるから結構大変だねということと、あそこの場合は近くに若干の町とか、それから道があるんですけども、その高低差の問題とか、結構いろいろな問題があった。だから、原状回復して地主の方たちが納得するような形で使うのにそ

れなりの努力を要する。そういうような理解はそのときの委員としてもできたような気がしましたけれども、そんなことはありません。

今日は特に現場を見ているわけではないのでどうなっているのかよくわからないんだけど、同じような雰囲気であったとすればそれなりの時間をどうしても要する。要するに、原状回復というのはよくわからないんだけど、大本の大昔に戻すということではないんだと思います。要するに、使えるそれなりの計画に基づいた土地利用というのが十分確保できるということなんじゃないかな。

だから、多分この委員の皆様方の気持ちとしては、特定跡地利用と指定をすると、何年間かは地主さんは今までの地代をもらえるわけだけれども、一体その期間がどのぐらい現実になって、その間に地元でいろいろと計画を立てられているものが円滑に進むのか。跡地利用というものが有効に進むのかどうかということと、原状回復というものが現実に技術的にどのぐらいの時間がかかるのかという辺りがそう簡単にわからないということにも、若干皆さんのもやもやとしたところがあるんじゃないかと思います。

ただ、なかなか答えにくいような、前の例を見ますとそんな気がしました。

野中委員なども御一緒しましたけれども、何かありましたらどうぞ。

○野中委員 各委員から御指摘があるように、今回、この指定はやらない方がいいだろうと思われる方はいらっしやらないと思うんです。

ただ、総じてやはり心配になるのは、先ほど宮城委員からも御指摘があった、実際に今まで沖縄をめぐるもので法的な措置がなされてきたものと、未来をどう創っていくかをめぐる政策決定においてちょうど過渡期がこの3、4年の間にくる。パラダイムが変わっていくときに、私たちが今日審議する内容が、かなり重要な意味を持つと思うのです。いいんじゃないの、今までやってきたからということでもいいのかどうか。

ひょっとすると、私たちには新しい時代がもう3年後、4年後にくるということがわかっているのだから、霞ヶ関の目線と、県の議会の目線と、町民の目線と、地権者の目線と、それから私たちは先に死んでしまいますけれども、未来の沖縄の子どもたちにとって、何か加えてやっておかなければいけないことがあるんじゃないか。少なくとも私の中では、それを、もしできるのであれば決定の中に込めておきたいという思いがございます。

です。先ほど副知事が冒頭にお話をくださった沖縄21世紀ビジョンはできましたが、まだ、今日現在でも、干潟にセメントが入っていくというあの図。いろいろな前後左右の権利あるいはお考えがあって決定されたことだと思いますが、少なくとも開発というのと環境というのが相対して黒か白かという20世紀型はもう終わってしまい、本当に未来に向けて今、何をやるべきかというのが、公共工事というのがいい、悪いということではなくて、本当に必要なのか。土地利用の中身が決まっていなくて、決定が決まったからと言って500億円がああ形で、どんなにお金を注い

でも、もうとりもどせない命の海を殺していくために使われていく。象徴的に伝えられている向きもございしますが、沖縄21世紀ビジョンについては何が沖縄の未来にとって幸せなのかという目盛りを変えなければいけないということだけは事実だと思うんです。

ですから、個別の議論を云々するつもりはございませんが、少なくともこの21世紀沖縄ビジョンと、沖縄が日本に返還されてから抱えてきた基地の問題をどう取り扱うか。それについて、国民の税金がどうやってお力になれるのか。先ほど御指摘がありました、今日いただいた資料の22ページで、返還合意されている地面がこれだけある。これをどうやって利用していくのかという考え方、哲学の軸に何がしか、今日決定はするけれども、これを是非とも議会にお願いしたいとか、あるいは地権者の方にも金がなくなったら困るよ、孫に小遣いをやれないよというレベルを超えて、地権者の方たちの合意形成をするのに、例えばNPOをつくって、それが特定のところの利害に当たらないようにちゃんとする第三者の機関ができればあった方がいいのではないかとか、いろいろな意見が出てくると思うんです。

そういうことも含めて、大らかにしっかりと議論が交わされ、無駄な時間がなく、いい形でできるようなものが何かできるのであれば、それに越したことはない。

ごめんなさい。長くなりましたが、どうしてもそんな思いがございします。以上です。

○白井会長 ありがとうございます。さっき宮城委員からもありましたけれども、この法律が3年先に期限切れになる。しかし、返還地というのはまだこれからたくさん出てくる。

これに対して、こういう法律の一つのやり方、特定跡地利用というような部分的な対処の方法というのは、その当時としてはそれなりに仕方がなかったんだと思いますけれども、果たして沖縄全体の開発というのか、土地利用というのか、あるいは沖縄県自身のつくり方というようなことの総合設計から言うと、必ずしもこういうやり方が非常に適切であるかどうか。

昔のパターンがずっとこの中に象徴的に残されていくという意味では、余り皆、いい感じはしていないとか、もう少し沖縄県全体で議論をされたことが総合的に実行されていくような方向性を持った法律の方がいいんじゃないかという御議論ではないかと思います。

それは、3年先に切れますから、そのときにまたいい法律をつくって、何かの形で返還地について手を入れなければ、これは使えない。ですから、それなりの措置が必要である。これは皆さん多分合意だと思うんですが、それが県全体での適切なやり方、必ずしも地主を無視するということではないだろうけれども、その保障の仕方も含めて総合的に考えられないのかという御意見はそのとおりだと思います。これは3年先になりますから、多分その前くらいに議論されると思いますが、是非議論していただきたいと思います。

今回はとにかくこの法律にのっとってやらせていただくより仕方ないんじゃないかと思いますが、今のような御意見で大体尽きているような気がするのですが、この跡地指定について了承するというようにしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○白井会長 ありがとうございます。それでは、当審議会としては異議はないということで、答申を内閣総理大臣に提出いたします。

次に、「最近の沖縄情勢及び沖縄政策の動向等」についてでございますけれども、事務局からこれについて説明をお願いします。

○多田参事官 時間も残りございませんので、本当にかいつまんで御説明を申し上げたいと思います。

資料3から資料5の部分でございますが、資料3でございます。

経済状況でございますが、1ページめくっていただきますと、ここで景況判断と出ておりますが、沖縄県については今回のサブプライムローン問題が製造業に大きく波及しているということがございますので、やや傷は浅めの状況で遅効的に動いているのかなということが見てとれるかと思えます。

ただ、観光を始め、どういった影響が出てくるかということは要注意であると考えております。

2ページも、同じような状況が見てとれるかと存じます。

それから、4ページでございます。失業率でございますが、全体としてはやはり全国平均の2倍程度ということで状況がなかなか改善しないという中で、トレンドとしてもやや上ブレをしかかっている状況がごらんになれるかと思えます。

5ページは「有効求人倍率」でございますが、これもやはりだんだん下ブレをして、今0.3を何とか上回っている状況であるというところが見てとれるかと思えます。

6ページは、観光でございます。沖縄は比較的まだよく頑張っているということで報道されておりましたが、11月くらいから対前年比マイナスの状況になっております。2月は報道によりますと10%減、2けた減という状況でございますが、よく状況を見ながら主要産業でございますので対策を考えなければならぬのではないかと思います。

7ページでございます。前回の審議会で、分野別計画で外国人観光客の入り込み促進という御議論を随分賜りました。2008年を見てくださいと約25万人で、この3年間は順調に伸びているということで、その方向性は正しかったのかなとは思ってございます。

ただ、右側、海路と空路を見ていただきますと、空路の伸びがもうちょっと欲しいのかなという感じがいたしてございます。

それで、8ページの空路でございますが、残念ながら厳しくて、下降しておりますけれども、9月ごろからやや下ブレの状況が目立っているのかなということで、これもよく注意をしながら対策を考える必要があるかもしれません。

それから、恐れ入りますが、10ページでございます。資料⑦でございますが、稼働率もおおむね前年並みで推移はしておりますけれども、21年の1月が62%程度ということで要注意かと思

います。

一方、情報産業、11ページでございます。20年の実績では197社、累計の雇用者数が1万5,466人ということで、引き続き順調に進出は進んでいるのかと思います。

なお、このうちコールセンターでの雇用が大体4分の3程度だと把握しているところでございます。

それから、13ページをごらんいただきたいと思います。沖縄の経済状況をブロック別に見ていただくように今回資料をしつらえましたが、2001年くらいまでは全国的に見ましてもかなり上の方で実は成長をしております。日本全体が厳しいということではございますが、比較的順調にございますか、2002年以降くらいからやや下降しながら全国並み程度かなという状況かとは思いますが。見ていただきますと、中部が2001年を底にぎゅっと伸びている。この辺りから、輸出産業が非常に日本経済を支えていったという状況かと思えます。

それから、15ページは都道府県別でございます。1人当たり県民所得というものを見ていただきますと、断トツの東京からずっと右肩に下がっていきまして沖縄県は引き続き最下位という状況でございますが、県ごとの成長率というふうはこの5年間で見ていきますと、かなり地域で差が出ている状況がつかみ取れるかと思えます。その中で、沖縄県のこの数字をどう把握するかというのは、いろいろ評価が分かれるところではないかとは思いますが。

16ページでございます。分野別の生産活動でございますが、これまでも言われていたところでございます。2006年度のデータでは、全国で製造業が右上の22.2%に対して3.9%ということで、やはり製造業の割合が非常に低い。

一方、サービス業については21.3%に対して29.7%ということで、やはりサービス産業を中心とする沖縄経済の今後の成長をどうやってつくっていくかということが課題であることが見てとれるかと思えます。

次に、資料の4でございます。ここでは、1点だけ御説明をいたします。18ページでございます。沖縄科学技術大学院大学の状況でございます。世界最高水準の科学技術の教育研究を行うということで、17年9月に独立行政法人を設立しまして専攻的な研究事業等を進めております。また、恩納村で21年度中の一部供用開始を目指して研究施設等の建設を促進しておりまして、18ページ、19ページに何枚か写真を付けてございますが、建設が進んでいるところでございます。

18ページの一番下のところでございます。「設立に向けて」とございますが、24年度までの設立に向けまして法案を3月3日に閣議決定し、国会に提出したところでございます。その法案の内容につきましては20ページ、それから研究事例が21ページに記載しているところでございますので、またお時間のあるときにご覧いただけたらと思います。

資料の5でございます。予算でございます。資料5の1枚目、2枚目は現在政府が進めております経済対策に関連する補正予算でございます。2次にわたりまして110億円ないし106億

円といったような補正予算を組んでおります。

それから、その次の3枚目からが21年度予算でございますが、時間の関係もございますので、大変恐縮ですが、内容は割愛をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○白井会長 ありがとうございます。何か御質問等はございますか。

では、続けて21世紀ビジョンということについて御説明をいただければと思います。

○上原沖縄県企画部長 沖縄県企画部長の上原でございます。

それでは、私の方から資料6となっておりますけれども、現在、県の方で策定作業を進めております「沖縄21世紀ビジョン」につきまして御説明をいたします。レジュメのもの1枚と、あとはパンフレットが付いておりますけれども、主にレジュメで説明したいと思っております。

最初にありますように、21世紀ビジョンというものは沖縄県が初めて策定する中長期の県政運営の基本構想であります。こうした構想につきましては、全国46都道府県で持っているわけですが、唯一沖縄県だけが策定しておりませんでした。それに代わる機能といいますか、役割を果たしてきたのが沖縄振興計画だと考えております。

復帰後30年間の振興開発計画、それから現在の振興計画は国の計画でありまして、そもそもプランであってビジョンではないということで、こうした振計の目標の達成により実現する沖縄の将来像というものを描く必要があるのではないか。これは、沖縄県自らが描かなければいけない。県民自らが描かなければいけない。それも、できたら現振計の期間中にという思いがありました。

といいますのは、2002年にスタートしました現在の沖縄振興計画の書き出しは、「時代の転換期にあって沖縄の振興発展をどう図っていくのか」という問い掛けで始まっております。まさにこの21世紀の冒頭に当たりまして、課題を抱えながらも発展可能性が現実化する中で沖縄振興の新たな展望を切り開く。この計画期間中に広く県民に問い掛けつつ、その方向性を明らかにしていこうということであります。

現在、その策定に向けまして、沖縄県振興審議会に諮問をしまして検討を進めているとともに、県民の英知の結集ということでお手元のパンフレットでありますとか、あるいはマスコミ等を通じまして各界各層の意見、提言を募っているところであります。

また、県内各地で地域フォーラム等を開催いたしましたし、それから高校生作文コンテストも実施いたしました。500件を超える件数の応募がありまして、県民の関心も高まっているのではないかと思います。

今後、議論を深めながら、秋ごろにはビジョンの構想を示していくということにしておりますけれども、お手元のビジョンはそういうことで、例えば将来像のイメージなどにつきましてはこれからということで、個人的に取りまとめたということで御理解いただきたいと思います。

「策定の視点」でございますけれども、4つ挙げてあります。

まさに時代の転換期ということで、沖縄の特性・可能性をどうするか。格差是正のためのこれま

でのキャッチアップ型だけではなくて、沖縄の優位性を発揮するようなフロンティア創造型の振興策をどう展開していくか。

2番目は「アジアの時代」、成長するアジアの活力を取り入れていく。かつての万国津梁の精神を現代に蘇らせるためにどういう戦略をつくり上げていくか。

3番目に、駐留軍用地跡地でございます。先ほど議論がありましたけれども、嘉手納より南の都市部に残された跡地を貴重な空間として県土構造再編のためにどう整備していくか。

4番目、これはまさに自主的、主体的な沖縄の将来像を描く上で、財源とか権限などの委譲を含む地方分権の推進、あるいは道州制にどう対応していくかということでもあります。

「将来像のイメージ」は先ほど申し上げましたが、大体こういうものも考えられるけれども、どうかということではあります。

基本理念、コンセプトは交流と共生ではないかと考えております。

戦略的な重点分野といたしましては5Kと、ちょっと言葉遊びがすぎるような感じもしますが、自由に議論をしていただくために、例えばこういうものということで5K、環境景観、教育文化、研究開発、健康福祉、交通通信ということで重点を掲げまして、それによってつくり上げられる5つのエコ・メディア・アイランドにつきましては、21世紀成長領域は環境、情報、物流という要素だと思っております。これを産業戦略に組み込んでいって持続可能な発展を目指す。

あとは、国際友好交流センター、地球的課題の解決、あるいは国際社会への積極的関与など、我が国の果たすべき責務、役割の一翼を担う。更に、国際的な人材ネットワークの拠点を目指したい。

それから、健康医療都市、高度先進医療、あるいは地域特性を活かした統合医療等の研究が進められております。同時に、予防とか健康増進に関する産業振興等によって健康医療のモデル地域を目指したい。

ビジネス(リサーチ)・リゾート・アイランドですけれども、豊かな自然あるいは美しい景観など、快適な生活空間が提供できるわけでありますから、更にそういうものを促進するとともに、交通通信網を整備しながら創造的なビジネスあるいはリサーチ活動が展開される沖縄を目指したい。

文化資本立県ですが、文化・芸能が沖縄では地域の宝と考えておりますので、住民生活にゆとりと潤いをもたらすとともに、文化産業の確立あるいは活動支援を通じまして内外に発信していくということでもあります。

現在、そのために着手しているプロジェクトあるいは計画しているプロジェクトとして「先導プロジェクト」を4つ挙げております。

那覇空港の拡張整備につきましては、今月いっばいに滑走路の増設の位置等が決まりますし、それから今年の11月からは全日空さんでございますけれども、国際貨物ハブ基地としていよいよ動き出すということでございます。

2番目の大学院大学につきましては、先ほど多田さんから説明がございましたので省かせていた

できます。

3番目の「アジア青年の家」事業、これも20年度から実施しておりますけれども、アジア15か国から高校生を集めまして本土側、沖縄側の子どもたちを含めて3週間程度の宿泊研修をやっております。

それから、駐留軍用地の跡地の利用につきましても先ほどから話が出ておりますけれども、従来型の跡地開発ではなくて、もっと県土全体の役割、機能を位置付けた上で整備していく必要があるのではないかと考えております。

そういう施策を展開する上での「基本姿勢」として、チェンジ、チャンス、チャレンジと言っていますけれども、とにかくこの変化をこの機会にとらえて挑戦していく。それと同時に、このことが沖縄の進路を切り開くとともに、我が国経済社会の活路を探るということであります。

アジアゲートウェイとか構造改革特区とか、我々は10年前に沖縄でそういうことをやってきたわけでありますので、現在の国の施策もある意味では先取りをしてきた部分もありますから、そういうものをどんどん積極的に展開していくと同時に、例えば離島の振興のような沖縄特有の課題等につきましても、海洋基本法といったような新たな動向等も見ながらきちんと対応していくということであります。

先ほど野中委員が言われました、本当の豊かさとは何か。私は、経済的な強さと人間的な温かさが両立できる社会、そういう沖縄をつくっていきたいと思っております。副知事から要望がありましたとおり、委員の皆様からまた御意見、御提言を賜われればと思っております。以上であります。

○白井会長 ありがとうございます。2つの説明があったわけですが、この審議会は今日が任期中最後のものになります。したがって、時間が余りありませんけれども、残りの時間で御自由にいろいろ御意見をいただければと思います。先ほどもちょっと突っ込んだ議論もありましたけれども、どうぞフリートークということで。

○安田委員 大変よく説明がわかったのと、私はまだ委員になって2年目であとはどうなるかという問題もあるんですけども、最初に聞いた土地の問題を全く今まで存じ上げなかったのが、これは大変な話だと思っているんですけども、今の21世紀ビジョンで一番気になったのは、最後に強い経済と豊かな心ということをおっしゃったと思うんですけども、それはそのとおりです。要するに、経済力がなければもともとそんなことはできないと思うんです。

そうしますと、土地利用が今と変わってきて、私は決して基地に浸かっていたらいいという議論ではないと思っていますから、世界平和の観点から言ってもなるべくそういう方向が減ってくる方が望ましいと思うんですけども、それは逆に言えば明らかに収入は減っているということですね。そうすると、その土地がお金を生むという議論をしていかなければいけないと思っているんですけども、この21世紀ビジョンで一番気になるのが、2030年というのは結構すぐにくると思うんです。そのときの沖縄の産業構造ですね。収入がどこから入ってくるのかということについては、

もうちょっとある意味で分析が進んでいないのとうまくないだろうという感じはします。

それで、沖縄の4本柱というのがあって、観光と農業とITとオフショアという4つあったと思うんです。そのうちの観光は多分このまま伸びてうんと増えるかという、多分環境公害が出てきてそんなに伸ばせないという議論です。外国人を増やすのは少ないですからいいんですけども、日本人をもっと呼んでこいという議論はそんなに増えないと思うんです。農業とITのコールセンターの場合には、基本的にある程度マチュアな状況に入っているのではないかということから言うと、実はオフショアでソフトを何とかするという議論がもっと伸びていかないと、多分収入は増えないのではないかという構造上の問題があるような気がします。

では、そのためにどうしたらいいかという、沖縄は世界に比べますと決して労働賃金が安いわけではない。したがって、普通の意味でソフトをつくってもそれはなかなか難しいということは前から申し上げています。それならば、ある意味で付加価値の強いことをやらなければいけない。

そうすると、結局いかに強い人間を育てるか。2030年にその人がいなかったらもうだめだということから言うと、よそから呼んできたのでは間に合わないとか、よそから呼んできて来ないんですね。だから、中で育てるしかない。そうすると、教育、研究開発というところ、特にソフトに関する部分をいかに強めるかということをやっているかといけいけないのではないか。今からそれは手を打たなければいけないのではないかという感じがあって、是非そのところはもうちょっと強めに打ち出していただければと思います。

私も今、仲井眞知事さんにもお願いして、こんなことをやったらどうですかということでお勧めはしているんですけども、そういう意識があって強めていかないといけないのではないかと思っているので、是非よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○白井会長 私も最初からこの委員会に参加させていただいて、どうやって自立した経済というのか、それをつくるかという議論がずっと続けられてきたと思うんです。具体的にそれをいよいよやらなければしょうがないでしょうという中で一つの具体案だと思いますが、ほかにはいかがでしょうか。

野中さん、どうぞ。

○野中委員 本当に2030年がすぐくるのと同じように、3年間というのはすぐきってしまうと思います。それで、この21世紀ビジョンそのものが土地の問題、基地の問題、すべての沖縄の脊椎になるように、これはちょっとおまけでやっているとかではなくて、すべての施策をこの軸に当てはめて、未来をつくるためにいいものかどうかという見直しをするという作業、是非やりましょう。

それと同時に個別で、例えば文科省関係、教育予算で、尾身大臣の旗振りで大学院構想が立ち上がったときから私も関わらせていただいていたのでよくわかるのですが、あの時代と今では本当に地球の状況が変わっていますね。

それで、先ほどGDPで比較するとパーキャピターで沖縄は一番貧乏だと。ところが、もしグロス・ナショナル・ハピネスという目盛りを持ち込むとすると、あれほどうらやましい、全国で多分最も幸せを感じることができる水、空気、安心と安全の食べ物、おじいとおばあの威張り具合(笑)、文化力、いろいろなものがトップに私はランクされると思うんです。21世紀というのは、それこそ経済力があって幸せになるというのの逆で、ないからこそもう一回人間の本来に目覚められるということが当たり前の言語になってくると思います。

例えば、今日の日経新聞を見ると、ようやくですけども、日本丸全体が低酸素社会化に向けて進もう、という各省庁からのものが出てきていました。まさしく日本丸そのものがこの金融のメルトダウンを受けて、例えばひとりの庶民レベルでも何もしていないのに1,000万の、アセットが株にしる何にしる半分くらいになってしまったわけですね。経済が優位だと思っていたのが、メルトダウンが起ると資産は半分になる、3分の1になるということを今、日本全体が経験しているわけです。でも、命は半分になりません。

そういうことからすると、お願い事です。具体策として、例えば先ほど18、19ページで大学院大学のキャンパスの進捗状況が出ていました。これは箱物がここまでできているということですが、この中身をバージョンアップ、改良する。もっと、何故沖縄なのかを明確に軸にするべきです。地球にとって、21世紀に一番大事な安全保障は食料とエネルギー問題だと野中は思っています。

軍事力から、本来の意味で日本丸が6割以上の食料を外部依存、99%以上エネルギーは外部依存です。沖縄を金融特区とか経済特区という個別要素還元論的に要素的に特区にしていたものを、沖縄全体を日本丸のあるべき経済力をもう一回立て直すモデル島にする。例えば大学院大学のキャンパスはノーベル賞受賞者を増やすというベイグな意味合いではなくて、標榜するビジョンは高いにこしたことはないと思っていますので、エネルギーと食料において少なくとも100%担保できる人材を育てよう。世界中からそういう英知を集めよう。そこに日本で学びたい人がどんどん来い。具現化は沖縄全体を特区にして、日本丸ではできないいろいろな試みをしよう。

例えば、バングラディッシュが太陽光発電の普及率で日本を抜いているんです。ドイツに抜かれたというのはさんざん騒がれていますけれども。そういうようなことにおいても日本丸全体を太平洋を渡ってアメリカに重ねてみると、北海道から沖縄まで入れてカリフォルニア州より小さい島国です。それが世界で第2位の経済発展を成し遂げた20世紀を越えて、21世紀になった今、こんなふうに変ろうとしているということのモデル地区を沖縄全体でやってやるというようなことを21世紀ビジョンの柱にして、沖縄全体が『ぬちどう宝』ですから、本当に生きていてよかったと思えるような未来のネーションステイトを沖縄でつくろうじゃないか。その全体特区構想というようなものを、21世紀ビジョンの柱に是非据えていただきたい。

具体策は、大学院大学でサステイナブルエネルギー例えば水素化社会づくりや食料、安全保障、これを基地問題で経験を積んだ我々が未来に向けて安全保障の軸を食料とエネルギーにする。それ

ぐらいのことを打ち上げてほしいと思います。

それを今から支度しておくのと、その先に個別にまたじゃぶじゃぶといろいろなところへ税金が落ちていくのではなくて、新しい形での教育の特区、ICTの特区と言っても安田委員から御指摘があったようにコールセンターの時代ではないと思います。インターネット上でどれだけの情報量とお金が行き渡っているか。現在の状況を見ても、これはファンダメンタルズで地上波を超えたものが動いている地球間です。

だから、是非とも日本のリーダーシップをとれるような、何かをヤマトからもらってくるという発想ではなくて、おれたちが先導者になって日本の経済発展の21世紀低酸化社会のモデル地区になるということ、観光客のノルマ人数を集めるとかという20世紀型ではなくて何度も何度も本土から来る、あるいは団塊の世代があそこへ行くと元気になるというような医療の施設、あるいは研究開発、単なるリゾートだけではなくてそういうものを是非ともつくっていただきたいと思います。以上です。

○白井会長 ありがとうございます。

それでは、手柴委員どうぞ。

○手柴委員 関連したようなお話をさせていただきます。

先ほど安田先生からもお話があったのですが、ひとつ将来、2030年というようなことを考えると、沖縄だけではなくて日本の本土もそうですが、農業というものがやはり非常に重要なポイントになるのではないかと考えています。それで、先ほども跡地の問題の中で、例えば先駆的な農業地区ということもありましたけれども、跡地が返ってきたときにこそ新たな農業経営みたいなもの、あるいは農業の新しいモデルになるようなところも考えられるのではないかという気がします。

実は、科学技術大学院大学は私も大変期待しているのですが、これは必ずしも人の生命とか、あるいは医療だけではなくて、ほかの分野にも広がっていくと思っているのです。日本は植物の分子生物学、植物の遺伝子の解析というのは世界トップクラスです。植物というのは、そのまま作物へ応用が可能です。ですから、沖縄のいろいろな今までの農産物あるいは特徴のある作物を遺伝子レベルでも見ることができます。県の方でも随分一生懸命、最新鋭の遺伝子解析機器を取りそろえとか、そういうことでおやりになっていますので、そういう意味で大学院大学が中心に、あるいは今までの琉球大学、高専もございますので連携して、農業というところに少し目を向ける。しかも、古い農業ではなくて、日本が進んでいる植物あるいは作物の研究というものが生きるような形のものと考えていただければと思っております。以上です。

○白井会長 どうぞ、高嶺委員。

○高嶺委員 政府からお見えですので、尖閣諸島を指定離島に組み入れてもらいたいというお願いと質問を申し上げたいと思います。

沖縄は東西に1,000キロありまして、160の島々のうち今、沖縄振興特別措置法で政令で指

定されているのは54島です。海洋基本計画も閣議決定されたし、離島の保全を国策としていくために、国境では与那国などがだんだん人口が減って歯止めが効かない。最南端の波照間島などは、なかなか全国の基準でいろいろな手をつけられない。尖閣などは250名住んでいたのが、今は無人島化した。

あと3年しかない沖縄振興計画の中で、国境、離島をどうするか。海洋資源、海洋国家としての国境政策をどうするかというときに、やはり政令を改正して尖閣諸島を指定離島に明確に組み入れていくことから出発すべきではないかと思いますが、その取組み、見通しについてお聞かせください。

○原田政策統括官 直接の御質問ですので、今の御質問に絞ってお答えをさせていただきます。

沖縄振興特別措置法上、離島、無人島を含めて169あるんですけども、有人離島が49ということで、先ほど委員さんがおっしゃった数字は有人離島だけではなくて沖縄振興上特に重要な離島、無人島であっても、それを含めて指定するという仕組みがありまして、その数が54ということでございます。現状はそうなっています。

それで、今、尖閣をどうするかということで、直ちにお答えできる材料はございませんけれども、宮城委員さんからもお話がありましたときにお答えしましたとおり、3年後を見据えた取組みを21年度からまずは総点検という形で各般の分野で取組みを進めていかなければならない。

その中で、もちろん前半に御議論がありました跡地利用にどういうふうに取り組んでいくのかというのは欠かせないテーマであります。先ほどのお話のとおり、沖縄の離島というのは東西1,000キロ、南北400キロ、その中に先ほど申した数字の離島が散在しておるわけで、まさに国土保全の観点からも、もちろん沖縄振興にとっても大変な魅力を持っている地です。そして、離島そのものがさまざまなハンディキャップを背負って大変御苦労されている。当然、そういったことを総合的に勘案したこれからの離島政策というのも総点検の中で議論をしていきたいと考えています。

直接のお答えにはなりません、そういう問題意識を持っているということでもあります。

○白井会長 新町委員、何かございますか。

○新町委員 先ほど野中委員がおっしゃったことに大賛成で、私などは観光には非常に興味があるところなんですけれども、観光産業というのは世界の基幹産業ということで、日本はむしろ基幹産業への位置付けが遅いくらいなんです。

そういう意味では、沖縄が今まで伸びてきて、将来はどうなのかといったときに、よほどいろいろ総合的に工夫しながらやっていかないと、なかなか観光的な面からも魅力ある沖縄というものをつくり出すのはそう容易なことではないなという点が1つです。

それから、21世紀ビジョンの中で本当に有機的にいろいろな分野を結び付けて、観光は観光というだけではなくて、観光というのは全体の中でどういう位置付けにしながら持っていくのかとい

うことを有機的に結び付けながらグランドビジョンの中で取り組んでいく必要があるということを改めて感じています。

○白井会長 ほかに御発言はいかがですか。

嘉数委員、何かございますか。

○嘉数委員 多分、私が一番長くこの委員をやっているんじゃないかと思うんですが、あと3年ありまして、その後どうするかという議論も多分これからなされると思うんです。

県としては、21世紀ビジョンを見ても、自主自立というんでしょうか、道州制も踏まえていろいろなことをやりたいというふうな印象を持つんです。これは非常に大事だと思うんです。そうであれば、例えばこの振興計画というのは我々につくらせてくれ、我々に主導させてくれというたんかぐらい切ってほしいと私は思うんです。

例えば、先導プロジェクトをごらんになってください。これを見ても、すべて国依存の計画なんです。すべて国依存のプロジェクトなんです。そうでありながら、自主自立とか、あるいは道州制、分権制ということをやっているところに大変な矛盾があると私は思っているんです。

だから、そういうところは貫して、基地というところがあるのは問題なんです、そういうところはきちんと整合性を保ってほしいと思っております。そうしないと、21世紀プランというのは既に我々も随分前に議論をしてでき上がっているんです。それとこれとはどういう関係にあるかということもはっきりしませんで議論ばかりしても、全然自立的な経済発展につながっていないというのが私のこれまでの印象であります。以上です。

○白井会長 最後ですので、赤嶺委員はいかがですか。

○赤嶺委員 先ほども食料の自給であったり、いろいろとありましたけれども、ようやく農業の問題にも皆さんの目が向けられてきたのかなという思いで今、聞いておりました。

というのは、全国でも40万ヘクタールという水田の遊休地があるということですし、我が県でも3,000ヘクタール余りの遊休農地があるわけです。これをどう有効に利用するのか。特に、最近の離島である沖縄がもろに先の石油の問題、原油の高騰だとか、あるいはえさの問題であったり、こういったことをもろにかぶった一面がありますので、こういったところにおいて本当にどんな形で次の農業の振興、あるいは地域農業を維持するか、地域社会を維持するか、こういう部分をつくり上げていくのか。

先ほどそういう国境あるいは国土保全という話もありましたけれども、波照間であったり、南北大東であったり、こういったところでは本当に農業がなくなったときに地域は沈没してしまう。地域社会がそれによって維持されているというふうな一面があるので、そういったところにも目を据えながら、もう一度農業部門というのをどんな形で伸ばしていくのか。

我々は、今は熱帯というよりもむしろ温帯の作物をうまく活用して消費者に売り込んでいく。こういう手を今、中心に考えながらやっていますけれども、これから先、この間は韓国にも参りまし

たが、いずれ韓国にも売りにまいますよと、こういうふうなことで申し上げておりますが、まずは国内を対象にというふうな考え方です。

それとしながらも、砂糖というものです。これからは、往々にしてどうにも沖縄県として逃げられない一面があります。やはり何としても重要な作物でありますので、皆さん方から見ると、より土地利用型の生産性の低い作物という一面もあるかと思いますが、WTO問題でいろいろとがたがたしておりますけれども、地域社会を維持し、本当にある意味で地域社会を安全に守っていくのはサトウキビだろうと思っております。これからもそうだろうと思ひますし、沖縄本島以外の離島はある意味で全部サトウキビで支えられていると言っても過言ではないと思っております。

そういうふうなことで、もう一度どんな形でこれから農業部門を、自給率で27%とか言っておりますが、砂糖を中心とする生産ですから簡単に自給率の計算でやるものでもないだろうと思ひます。

そういう意味で、本当に沖縄の地域を活かしてどういう形で農業を拡大し、展開していくのか。今年も何とか950億くらいの生産を確保しておりますけれども、本当にこれはどういう形でこれから拡大していくのか。まだ先は私どもも見えておりません。WTOの問題もどうするのか。いろいろな問題等がありますので、これからまた知恵を借りながら本当の意味で力強いとまでは言ひませんが、何とか立ち上がるような農業に持っていきたいという意識でやっております。

○白井会長 ありがとうございます。

安慶田委員は何かございますか。

○安慶田委員 結構です。

○白井会長 予定した時間がそろそろきたのですが、私も今回、会長としてこの審議会は終了ということで、無事かどうかわかりませんが、任期を終わらせていただくということです。皆さん、委員の方に大変お世話になりながら、何とか進められたことに御礼を申し上げたいと思ひます。

今日は復習も若干ありましたが、沖縄振興特別措置法ができて、私が引き受けてからは分野別の2次辺りからお話を伺っています。正直言って、沖縄振興というものについてはほとんど知識がなかったのですが、お引き受けした以上はということで少し勉強させていただきました。終わりのころになってようやく大分構造がわかってきたかなというようなところですが、しかし、今日の議論なども大変私は内容は深いと思ひます。

21世紀ビジョンというのを今日御説明いただいたわけですが、この4年の中でも沖縄の自立といひましようか、経済の自立という方向についても十分とは言えないまでも、それなりにもちろん進んできていると私自身も受け取っているし、問題は大変もちろん深いわけで、相変わらず今日の特定跡地指定というようなことがありましたけれども、今後もこの問題は続く。これはこれで、国としてやはり解決するという事なんでしょう。

ただ、パターンがさっきもありましたが、解決方法が相当古い感じがして、この21世紀

ビジョンで既に沖縄県の皆さんが受け取っている考え方と、それから国がやってきている昔々の政策というのは必ずしも合っていないということはやはりあるのではないかと思います。

そういう意味でも、次の措置法はまだ3年続きますけれども、この中でも今後沖縄をどういうふうにやっていくのかという議論は一層活発に、もちろん沖縄県を中心にして、国の方もそれに合わせていろいろ御議論いただける、検討いただけるということが、次の法律をどのような形でつくるかということに関わって極めて重要ではないかと私も思いました。

沖縄県の位置というのは、日本の国にとっていろいろな意味を持っていると思うんです。日米関係、そしてまた中国、韓国、特に取り分け中国かもしれませんけれども、こういう国際関係が大きく変化していく中であって、沖縄という軍事基地的な意味においてもそうだし、場所そのものがそうですが、非常に大きい国としての意味を持っている。あるいは、国際関係上の意味を持っている。これは、国がどういうふうに考えるかということでしょうけれども、我々の感覚から言えば、沖縄県というのは一つの日本国の平和国家としての象徴的な場所としてつくって育てるといふか、そういうふうになりたいと思うし、沖縄県の方もそういうふうにしてずっと取り組んできておられると思うんです。

そういう意味で言うと、ここの産業なり、見せ方といいたましようか、観光等々は一生懸命やってきているわけだけれども、これを一層相当輝きのあるもの、これを日本の玄関として誇れるようにしないとイケないんじゃないか。もちろん沖縄本来の文化といいたましようか、そういうものを全部壊せとか、そういうことではないですけども、少なくとも沖縄県を外から見たときに、これはしっかりして日本国というのはこういうところなんだということの印象をきっちり与えるような内容を文化的にも、それから今、科学技術大学があるわけですが、そういう分野以外にも農業でも農業技術というものにどんなレベルで取り組んでいるのかとか、いろいろ象徴的にあると思うんですけども、そういうレベルの高いものをここのところにしっかり据えるということが非常に重要だと思います。

そういうことをしなせんと、基地だけであると、これは単純に米軍基地があるだけで軍事的に意味が大きい場所であるというふうには外からは見られないという非常に大きな問題が起こってくるわけです。今後、これは国の政策の大きな問題だと思いますけれども、この沖縄県の位置付けというものをやはり日本国の中でどういうふうなところとして位置付けるのかということも非常に重要かと思えます。

一方で、沖縄県の自立性というのも尊重というか、それが大本であるというのは確かにそのとおりだと思うし、これは両方の本当の協力が必要なんだと思います。

それから、施策がやはり一つひとつになりますね。どうしても今までのものだと、国の施策は一つひとつの対策をやらなければいけないから、利害関係者を調整しなければならないというところにもものすごく労力と時間とを費やしてきたということだと思うんですが、ようやくそういうことも

いろいろな経済発展とか、そういうことの中で徐々に乗り越えられるようなレベルにきているのではないかと思います。

したがって、この21世紀ビジョンというのは確かに国の政策事項しか根っこにはないじゃないかと言われるんだけど、ここのところでもう少し沖縄県としてはこういうようなことで日本全体としてのプレゼンスというものに我々が協力できるというか、一緒にできるんだというようなスタンスに変わっていけば、言い方はあれだけでも、沖縄県の人にやはり表玄関としてのプライドというのか、そういうものにまで持ち上げていけるんじゃないか。そうあってほしいとつくづく思うんですけども、なかなか難しいということは非常によくわかります。

それから、先ほど離島問題ということを言われました。これはまさに国の問題だと思うんだけど、離島というのをどういうふうに扱って位置付けて管理していくか。日本は島がものすごく多いから、大変コストがかかるし、大変なことだとは思ってます。

しかし、国土が狭いですから、山がたくさんあって、これを守るのも大変なんだけれども、離島は宝ですね。ですから、離島の管理というのはもっともっと力を入れてやらないと、国際的に見ても国益という意味から言っても、損というのはあれなんだけれども、やはり具合が悪い。我々は離島も含めてきちんと自分の国土を守るという姿勢は、先ほどの尖閣列島のことがいろいろ話題になるけれども、そういう姿勢が全体にこの日本国の国土を守るどころの気持ちとしてもっと満ちあふれていた方がいい。

私は、やはり国境を守るというのは今のこういう国際情勢の中でも非常に大きい問題だと思うんです。そういうことが出てくると、沖縄県の存在というのもまたある意味で、国としてはこれをこういうふうにしなればいけないんだということの意識も出てくる。平和の象徴であると子どもたちには見せたいと思うし、何回も野中委員と言っているんですけども、あそこの平和の何とかというのももっとしっかりつくって、あそこに行ったら太平洋戦争を皆が勉強できるというくらいの土地に絶対にもっともっとしなればいけないだろう。

そういう意味で言えば、修学旅行に来る学生の航空運賃なんて全部沖縄に行くんだっただでもいいんです。そういう施策をやった方がいい。どうせいろいろなことでたくさんお金を使っていますし、修学旅行の学生が沖縄に行くのであれば航空運賃はただにしても団体で運ぶだけですから、そんなに大したことはないです。そういうふうにして、せっかく空港も大きくなるし、大分、空港も便利になってきたから、あそこも便利にして、やはり子どもたちには観光というよりはあそこで勉強させる。勉強の場所だというふうに私は沖縄を位置付けてやると、日本の中でもまた意識が変わってくるし、そういうことがすごく重要かと思えます。

人材育成とさっきありました。私は、人材育成は両方意味があると思います。あそこで働く方の能力ということもあるけれども、日本全体に日本の歴史を知らせる。そのための訓練の場所としては、沖縄は最後に残ってきた場所です。広島、長崎等々もあるんだけど、残念ながらそれほど

の規模はもう既がないし、残ってきたのは多分沖縄です。沖縄観光というか、さっき言った修学旅行は航空運賃がただというのが私は一番いいんじゃないか。新町さんのところにも都合がいいのかもしれないですが、そのくらいの思い切った施策をやると存在感が出てくると思うんです。

無茶なことを言っているかもしれませんが、そんなことで思い切った施策を今後もやって、続けるべきだと思うし、国として重要な土地だということを私も改めて勉強しましたけれども、一層これにお金は掛けなければならない。それに掛けたかがあるような掛け方、これは日本国にとって掛けたかがいなければいけないし、それから沖縄県の皆さん方にとってもそれなりに役立つ。そろそろ沖縄県のある利害者に役に立つということがだんだん避けることができているわけだから、もっと沖縄全体がまとまって発展していく方向に展開していただければ大変ありがたいと思いました。

ちょっと長くなりましたが、そんなことが感想でございます。大変お世話になりましたけれども、これで終わりますので、内閣府の審議官の柴田さんからごあいさつをお願いします。

○柴田内閣府審議官 まずは、今日はお忙しい中、大変今日も貴重な御意見をいただきまして本当にありがとうございました。

委員の皆様におかれましては一昨年の4月、もう2年前になりますけれども、その間、先ほど会長のお話もございましたが、観光振興、情報通信産業、農林水産、職業安定の4つの分野別計画を始め、産業高度化地域の区域の変更とか、あるいは今日の読谷村軍用地跡地の指定など、沖縄振興について大変幅広い観点から御意見をいただきまして、本当にありがとうございました。これまでいただきました貴重な御意見につきましては、今後沖縄の振興に活かしていくように私どもも引き続き一生懸命努力をしてみたいと思っております。

それから、沖縄振興審議会委員の任期は今月末までとなっております。次期振興審議会につきましては現在手続き中でございますけれども、原則として新しい委員の方々にお願いしようと考えております。

皆様方からは、これまでいただきました御意見を糧にいたしまして、新しい振興審議会の下で引き続き沖縄振興に取り組んでまいりたいと存じます。皆様方にも、引き続きいろいろなお立場からまた御支援を賜われればと存じます。

振興審議会事務局である内閣府を代表いたしまして、これまでの御協力、御尽力に感謝を申し上げます、改めてありがとうございましたということを申し上げますとお礼のごあいさつといたします。ありがとうございました。

○白井会長 どうもありがとうございました。これで閉会にさせていただきます。